

(2) 健康保険等の加入状況

様式第二十号の三 (第四条関係)

(用紙A4)

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、届出をします。

平成 2△ 年 4 月 1 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
埼玉県知事 殿

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂1-1-1

申請者 (株)スズキ建設
届出者 代表取締役 鈴木 太郎

代表者印

許可年月日

許可番号 ~~国土交通大臣~~ 許可(特-2□)第 99999 号 平成 2□ 年 4 月 1 日

営業所の名称	従業員数 (営業所毎の保険加入の有無) 役員、個人事業主、兼業、 非常勤を含めた人数を記載	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
本社	20人 (5人)	1	1	1	〇〇〇	〇〇〇
戸田支店	10人 (0人)			1	本店一括	本店一括
	()人				健康保険	
	()人				厚生年金保険	
	()人				雇用保険	
合計	()人					

営業所一覧表に記載した順に記載

上記人数のうち役員又は個人事業主の人数をカッコ内に記載(個人事業主の場合は同居親族である従業員を含む)

加入は1、未加入は2、適用が除外される場合は3を記載

・健康保険・厚生年金保険：事業所整理記号及び事業所番号を記入(健康保険組合に加入している場合は、「健康保険」の欄に組合名を記入。)
※ 年金事務所長の承認を受けて国民健康保険組合(埼玉県建設国民健康保険組合、埼玉土建国民健康保険組合)等に加入している場合は、その組合名を記入
・雇用保険：労働保険番号を記入

(注)

- 1 保険加入義務のある営業所(適用事業所)
社会保険(健康保険・厚生年金保険)については、個人経営で常時5人以上の労働者を使用する事業所(営業所)及び法人の事業所(営業所)が適用事業所に該当します。
雇用保険については、労働者を1人でも雇用する事業所(営業所)が適用事業所に該当します。
- 2 支店等が小規模な営業所等であるため人事管理部門がある本店で全ての保険加入の手続きを行っている場合(一括適用の承認や継続事業の一括の認可に係る営業所を除く)
この場合、当該小規模な営業所等について、様式の「保険加入の有無」の欄は全ての保険について「1」と記入し、「事業所整理記号等」の欄は本店に記入した内容と同一の内容を記載してください。
- 3 建設国保に加入している場合
個人経営で常時5人以上の労働者を使用する営業所又は法人の営業所であっても、健康保険の被保険者となるべき従業員が年金事務所長の承認を受けて全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険に加入している場合は、適用除外(「保険加入の有無」の「健康保険」の欄に3と記載)となります。
例 埼玉県建設国民健康保険組合・埼玉土建国民健康保険組合
- 4 未加入の場合
保険未加入が判明した場合は、指導等を実施していくこととなります。
- 5 新規・業種追加・更新等すべての申請時に必要です。
- 6 この様式の記入に際しては、様式の記載要領に従ってください。